

平成27年労第411号  
平成27年労第412号  
平成27年労第413号  
平成27年労第414号  
平成27年労第415号  
平成27年労第416号  
平成27年労第417号  
平成27年労第418号  
平成27年労第419号  
平成27年労第420号

併合

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付け及び同月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）の代表取締役として、社会保険労務士（以下「社労士」という。）の業務等に従事していたが、昭和○年○月から労働保険事務組合に労働保険事務を委託し、労災保険法第34条の規定に基づく中小事業主等の特別加入者（以下「特別加入者」という。）として労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に特別加入していた。

請求人は、平成○年○月○日、業務中に転倒して負傷したため（以下「本件事故」という。）、同日、C診療所に受診し「右足関節靭帯損傷等」と診断された。

請求人は、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間における療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の傷病は業務上の事由によるものであるとして、これらを支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、後続請求である平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の休業の必要性について改めて調査を行った結果、療養のため労働ができなかったものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をするとともに、既に支給済みの休業補償給付についても、これを取り消し、改めて支給しない旨の変更決定処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないことから、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、審査官の決定を経ないで、平成〇年〇月〇日付けで本件再審査請求（平成27年労第411号ないし同第420号）に及んだものである。

当審査会は、上記10件の各再審査請求について、併合して審理を行う必要があるものと認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第50条において準用する同法第14条の2の規定により、これらを併合したものである。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となり、残存する障害について、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級第14級に応じた障害補償給付を受給している。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争点

本件の争点は、特別加入者である請求人に対し、休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であるか否かにある。

## 第5 審査資料

（略）

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会が認定した事実

(略)

## 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、特別加入者であるところ、特別加入者の休業補償給付については、所得喪失の有無にかかわらず、『業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について』全部労働不能であることが支給要件とされている。

ここでいう全部労働不能とは、従前の業務に服することができない状態にあることをいうものではなく、「入院中又は自宅就床加療中若しくは通院加療中であって、上記の業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業ができない状態をいう」もので、特別加入者として労災保険の対象と認められる範囲の業務又は作業の一部でも従事できる状態であれば、全部労働不能には当たらないこととなる。

(2) そこで、本件休業補償給付の請求期間において、請求人が全部労働不能の状態であったか否かについてみると、以下のとおりである。

ア 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、労災保険法が定める休業補償給付の支給要件を具備することは明らかである旨主張しているところ、監督署長は、本件休業補償給付の請求期間である平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの全期間において、賃金台帳の記載からみて、請求人が最低でも月に10日間の勤務が認められることやセミナーに出席するため地方出張していることなどを総合的に勘案し、請求人の状態は全部労働不能であったとは認められず、休業補償給付の支給要件には該当しないものと判断している。

イ 請求人が提出している特別加入申請書には、事業に係る業務の具体的内容について、「労働社会保険諸法令に基づいて行政機関等に提出する書類の作成業務、登記・訴状等の代行代理業務、その他これらに附帯する業務（8：30～17：30 残業月20～30時間）」と記載されている。一般に、特別加入申請書の記載業務については、そこに記載されている所定労働時間内である限り、当該申請書に記載されていない業務であっても承認を受けた事業のためにする行為であれば労災保険の対象と認められる（ただし、事業主本来の業務を除く。）と解釈されており、同様に、当該事業の運営に直接必要な業務のために出張する場合等についても労災保険の対象と認められている。

ウ 請求人は、本件事故により右足を負傷し、負傷後、月1日ないし3日通院

しており、請求人の申述やD医師の意見書等の記載からみると、当該負傷による疼痛のため歩行などに支障が生じていたことは事実であると認められる。問題は、当該負傷のために、社労士として、行政機関等に提出する書類を作成する業務などに従事することが不可能であったか否かであるが、請求人のブログによると、同人は、本件事故による負傷後も、Eが開催するセミナーに講師として度々出席したり、顧問先を訪問して打合せを行っていることが認められ、特に、請求人が休業補償給付を受給していた期間に該当する平成〇年〇月〇日から同月〇日にかけては、F社会保険労務士会の必須研修において講師を務めた旨を写真付きで掲載している。この点、請求人らは、セミナーへの出席は、特別加入申請書に記載した業務に比べて、その肉体的負荷の程度は低いことから、セミナーに出席できることが特別加入申請書に記載した業務ができることを意味するものではない旨を述べているが、仮に、こうした業務が特別加入申請書に記載した業務そのものではないとしても、上記のとおり、所定労働時間内であれば、特別加入申請書に記載されていない業務であっても承認を受けた事業のためにする行為については、出張を含めて労災保険の対象と認められるものであり、請求人が当該行為ができたことは明らかであるため、請求人らの主張は認められない。

さらに、会社の賃金台帳をみると、請求人は、平成〇年〇月〇日以降、月10日ないし14日間出勤していることが認められるところであり、請求人が負傷した日時（平成〇年〇月〇日）前後において、請求人は変わらず出勤していたものと認められる。この点、請求人らは、税務調査に対応するために便宜的に行った処理であるという趣旨の主張をするも、出勤日数は月ごとに変更されていること、少なくとも平成〇年〇月支給分（対象期間は同年〇月〇日から〇月〇日）までは従来どおりの金額が支払われていることなどからみて、負傷した当初より、会社において業務に従事していた可能性が極めて高いと判断することが相当である。

エ 請求人らは、請求人が本件負傷により社労士の本来業務たる書類作成等もできなかった旨主張するが、請求人は、本件公開審理において、自身の症状に関し、痛みが今でも取れず、負傷当初と比べて一進一退である旨述べているところ、本件の審査請求及び再審査請求については、請求理由書をはじめとする数多くの書類を請求人自らが作成したと述べ、事実、陳述書や再審査

請求理由書については自身で署名、捺印している。また、そもそも請求人が負った足の負傷は、入院による治療等、拘束を伴う治療を必要とされるものではない状態であったものと認められるところ、書類作成等の業務ができなかったとはおよそ認め難いものである。かかる状況に鑑みると、請求人が、特別加入申請書に記載された社労士として行政機関等に提出する書類を作成する業務を行うことは十分に可能であったと判断すべきであり、当審査会としては、請求人は、本件負傷当初より、特別加入者として労災保険の対象と認められる範囲の業務又は作業に従事することができたものであると判断する。

オ なお、請求人らは、高松地裁判決を引用し、本件の判断に当たっても、判決同様に、請求人は特別加入申請に当たり申請した業務の内容を遂行できなかったものであると判断されるべき旨を主張し、本件公開審理においても同旨を主張することから、当審査会においては、同判決の判旨を精査した。すると、同裁判所の判断は、原告の振動障害の程度に照らして、肉体的負担が大きいチェーンソー等の振動工具を使用した伐採、集材及び搬出の作業を行うことは不可能であるとの判断から、特別加入申請時の業務内容を遂行できないとの結論に達したものであると認められるところ、本件における請求人については、右足関節の負傷により歩行に支障が生じている事実は認められるものの、上記のとおり、社労士としての業務に従事できない状態にあったとは認め難く、実際に、業務そのもの又は業務に強く関連する行為を継続的に行っていたと認められるものであることから、同判決の判旨には全く符合しないものであると判断したことを付言する。

(3) 以上からすると、請求人は、本件休業補償給付の請求期間である平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの全期間において、特別加入者として労災保険の対象となる業務について、全部労働不能であったとは認められないことから、特別加入者としての休業補償給付の支給要件には該当しない。

(4) なお、請求人らは、既に支給された休業補償給付の取消処分については、公益上の必要性が要求されるどころ、本件は同要件を欠いており違法である旨主張し、さらに、同処分が下される際に弁明の機会も与えられなかったとの不服を述べるが、当審査会では、全部労働不能であるか否かの認定判断は、労災保険制度の運営において極めて重要な意義を有するものであり、また、支給事由

に該当しない者に対して多額の過誤払いをしたにもかかわらず、その返還を求めずに違法な処分をそのまま維持することは、正当に保険料を支払っている事業主や特別加入者との間に著しい不公平を招くことになるものであることから、同認定の過誤を正すことには十分な公益上の理由があると判断するところである。さらに、弁明の機会が与えられなかったとの不服についても、本件の取消処分は、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項第4号に該当することから、手続違背は認められないものであり、これらの主張も認められないことを確認的に申し述べる。

- 3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。